

死刑執行に抗議する会長声明

2025（令和7）年6月27日、死刑確定者1名に死刑が執行された。2022（令和4）年7月26日に、死刑囚に死刑が執行されて以来の執行となる。

この間、2024（令和6）年9月26日には袴田事件の袴田巖氏に死刑再審無罪判決がなされ確定した。この事件では捜査機関による証拠の捏造が指摘され、裁判にも誤りがあることが事実として証明されたことは特筆すべきことであった。

死刑は執行してしまうと権利回復はもはや不可能であり、取り返しのつかない結果となるが、刑事司法制度は人の作ったものであり、その判断、運用も人が行う以上、誤判・えん罪の可能性そのものを否定することはできないことは袴田事件にみたとおりである。

我が国において、死刑事件について、すでに5件もの再審無罪判決が確定しており（免田・財田川・松山・島田・袴田各事件）、えん罪にも拘わらず死刑が執行される可能性が現実のものであることが明らかにされた。

世界を見ると2024（令和6）年末現在、法律上死刑を廃止している国と事実上死刑を廃止している国（10年以上死刑が執行されていない国を含む。）の合計は145か国であり、世界の中で3分の2以上を占めている。他方、同年に死刑を執行した国は15か国である。

加えてOECD加盟国の中で死刑制度を存置している国は日本、韓国、米国の3か国のみであるところ、このうち韓国は約20年以上死刑を執行しておらず事実上の死刑廃止国であり、米国は2024（令和6）年末の時点で23州が死刑を廃止し、3州が死刑執行モラトリアム（停止）を宣言している。結局、OECD加盟国のうち死刑を国家として統一して執行している国は日本のみである。

以上の通り、死刑廃止は国際的な潮流となっており、未だに死刑制度を存置させ死刑を執行しているわが国は、2014（平成26）年7月23日には国連人権（自由権）規約委員会から死刑廃止に向けた行動を取ることを勧告を受けている。また、2024（令和6）年12月国連総会にて、すべての死刑存置国に対し、死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止を求める決議が、加盟国の3分の2の賛成で採択されている（10回目）。この度の死刑執行はかような勧告、決議に背くものである。

日本弁護士連合会は誤判、えん罪の危険性や、いかなる者であろうとも変わり

得ることを前提に社会内包摂を目指すべきことを主な理由として、2016（平成28）年10月7日の第59回人権擁護大会において「死刑廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、日本において国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきことを宣言した。

また、2024（令和6）年11月には有識者による「日本の死刑制度について考える懇話会」の報告書が公表され、現行死刑制度には放置することの許されない数多くの問題点があり、早急に、国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置することが提言されていた。また、その会議体では死刑執行を停止する立法をすることあるいは事実上差し控えることの是非についても検討課題とすべきとされている。

当会は、本件死刑執行について強く抗議の意思を表明するとともに、前記人権大会宣言の趣旨に沿った全社会的議論を深め、かつ、懇話会の提言を踏まえ、少なくともこれらの議論が尽くされるまでの間、すべての死刑の執行を停止することを強く要請するものである。

2025（令和7）年9月25日

旭川弁護士会 会長 佐藤 真吾

